

## 西淀川区教育行政連絡会設置要綱

### (設置)

第 1 条 西淀川区における本市施策の推進に関し、区内小中学校長との必要な連絡調整、意見交換等を行うため、西淀川区教育行政連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第 2 条 連絡会の所掌事項は、本市が推進する様々な施策のうち学校と関連するものに係る、区長、区シティ・マネージャー及び教育委員会事務局区担当次長(以下単に「区長」という。)と区内小中学校長(以下「校長」という。)との間の連絡調整、意見交換、案件に関する意見集約及び情報交換並びに区役所又は関係局から校長に対する連絡事項の伝達とする。

### (組織)

第 3 条 連絡会は、次の各号に掲げる職にあるものを持って構成する。

- (1) 区長及び校長
- (2) 副区長
- (3) 教育支援課長(担当課長含む)
- (4) 区長が指名する課長及び課長代理

2 区長は、会議を主宰し、会務を総理する。

### (会議)

第 4 条 区長は連絡会の開催にあたっては、第 3 条に掲げる他の構成員と調整するものとする。

2 区長は、必要と認めるときは、第 3 条に掲げる構成員以外にも地域団体の関係者等の出席を求めることができる。

3 連絡会は、公開とする。ただし、大阪市情報公開条例(平成 13 年大阪市条例第 3 号)第 7 条に規定する非公開情報を取り扱うとき、公開することにより円滑な議事運営が著しく阻害され会議の目的が達成できないと認められるときその他公益上必要があると認められるときは、公開しないことができる。

4 連絡会において提案された議題について、検討の結果、施策として取り入れるべきと確認された案件については、適宜実行し、その実施において区長がサポートするものとする。

(会議録の公表)

第 5 条 区長は、連絡会の開催の都度、遅滞なく会議録を作成し、公表するものとする。

(庶務)

第 6 条 連絡会の庶務は、西淀川区教育支援課長(担当課長含む)が所属するグループにおいて処理する。

(施行の細目)

第 7 条 この要綱の施行について必要な事項は、第 3 条に掲げる他の構成員に意見を求めたうえで、区長が定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 2 月 17 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。